

### 3. 必要証明書類【詳細】

- 証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となり、会社および健康保険組合には請求できません。
- 下記以外にも、別途証明書などをご提出頂く場合がございます。
- ご提出いただいた書類は全て返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

	必要書類名	入手先	注意事項
①	令和元年度(平成31年度) 所得証明書または 課税(非課税)証明書	市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原本とする(3ヵ月以内に取得したもの)</li> <li>● 源泉徴収票は年収証明とみなしません</li> <li>● 令和元年度【平成31年度】(平成30年1月～12月分) ※平成31年1月1日時点で住民票があった市区町村役場での交付分</li> <li>● 無職・無収入の場合も必要</li> </ul>
②	年金振込(改定)通知書【コピー】	日本年金機構 各企業年金 生保他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年6月1日以降に発行されたもの</li> <li>● 受給しているものを全て</li> <li>※ 国民、厚生、個人、企業、遺族、障がい、恩給等</li> </ul>
③	在学証明書又は学生証【コピー】	就学先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在学証明書は3ヶ月以内に取得したもの(コピー可)</li> <li>● 現在の在学の実事が確認できるもの</li> </ul>
④	別居の仕送り証明	金融機関など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年8月以降の連続3ヶ月分の「振込明細」または通帳のコピー</li> <li>● 受取人、振込人が確認できるもの</li> <li>● 通帳のコピーを提出する場合、仕送り以外の箇所は黒く塗りつぶしてください。</li> <li>● 以下の場合、仕送り証明は不要です <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生</li> <li>・ 特別養護老人ホームや障害者施設への入所により別居となった家族</li> <li>・ 被保険者の単身赴任により別居となった「配偶者」または「配偶者と同居中の家族」</li> </ul> </li> </ul>

#### 取消手続きについて

- ・ 「被扶養者取消届」および該当の方の「保険証」を事業所人事担当者へ早急にご提出ください。
- ・ 調査対象者が就職等により他の健康保険に加入している場合は、その保険証のコピーをご提出ください。